大グループ名	作物名	(品種等)	作型)であることとする。 栽培期間(月)	農薬上限使用	化学肥料上限使用量(kg/10a)	
ヘクルーノ石	TF10010	(帕俚寺)	TF空		延成分回数	チッソ	リン酸(目標)
*	水稲				7	4.5	
豆類(種実)	だいず				4	2	7.
	さつまいも(かんしょ)				0	3	4
いも類	さといも				4	8.5	
	じゃがいも(ばれいしょ) ヤーコン				0	7	
	やまのいも				0	6	
雑穀類	スィートコーン(未成熟と	うもふこし)			0	5.5	10 5.
*性 未又 大只	赤しそ	703207			0	3	
	アスパラガス				6	10	9
	いちご			9	12	9	1
			露地			6	
	えだまめ		施設		2	5.5	2
	おおば				2	8	5
	オクラ				4	14.5	1
	かぶ				3	6	
	かぼちゃ				2	11	7
	カリフラワー				6	21	14
	キャベツ				8	20	15
	きゅうし		露地	4	8	18	2
	きゅうり		施設	5	14	17.5	
	くわい				3	19.5	12
	ごぼう				1	12.5	
	こまつな		露地		3-	9.5	6
	L		施設		3	7.5	
	さやいんげん				8	8	
	さやえんどう				3	3.5	
	しゅんぎく		露地		4	10	6
	CHIVE		施設		3	6.5	
	しろうり				2	8.5	6
	しろな		露地		2	7.5	4
			施設		2	5	
	すいか				5	11.5	
	ずいき(さといも葉柄)				2	12	
	ズッキーニ				2	8	
野菜類	だいこん				4	12	
	たまねぎ				7	10.5	15
	チンゲンサイ				1	8.5	6
	とうがらし類				2	15	
	とうがん				1	11.5	
	トイト	T	em us	9	14	18	1
		水なす ★	露地	10	19	32	27
	なす		施設	9	16	32	20
		水なす以外 ★	露地	10	19	32	27
	 なばな類		施設	9	16	25 16.5	12
	なはな類 にがうり			1	3	21	17
	にんじん				1	10	6
							6
	にんにく ねぎ			+	7	10.5	
	はくさい			1		24	
	葉ごぼう				6 2	11	6
	葉だいこん			+	1	5.5	4
	#結球あぶらな科葉菜類 ※しろな、こまつな、チンゲンサイ、みずなを除く		,				4
	※しろな、こまつな、チン 非結球メキャベツ	ツンソコ、かりはを除く	`		0	6	
	※プチヴェール等 非結球レタス				1	11.5	
	※かきちしゃ、サラダ菜等				1	12	
	ピーマン			6	6	16	13
	ふき				4	28.5	28
	ブロッコリー				6	21	11
	ほうれんそう	·	露地		3	12.5	1
	15 71WV ()		施設	·	ا ع	10	

農薬については、当該作物が農薬取締法に基づく適用農作物の範囲に含まれるものであることとする。

大グループ名	作物名	(品種等)	り範囲に含まれるもので 作型	栽培期間(月)	農薬上限使用	用 化学肥料上限使用量(kg/10a)	
	11-170-12				延成分回数	チッソ	リン酸(目標)
野菜類	まこもたけ				0	9	7.
	実えんどう ※グリーンピース等				3	3.5	
	みずな				3	11.5	7.
	未成熟そらまめ				4	8	
	みつば				3	17.5	1
	ミニトマト			9		18	1
	モロヘイヤ				1	12	1
	レタス				1	12	
	れんこん				1	27.5	1
$\overline{}$	ごま				0	8	5.
	いちじく				5	11.5	12.
	うめ				8	9.0	6.
	温州みかん				10	12.5	10.
	 かき				3	6.0	4.
	かんきつ						
	※温州みかん除く				6	12.0	9.
	キウイフルーツ				5	4.5	4.
果樹類	< 9				2	3.5	2.
	すもも				5	15.5	14.
	なし				9	7.0	7.
	ぶどう	デラウェア ★	露地		11	6.0	6.
			施設		10	8.0	8.
		デラウェア以外 ★	露地		12	7.0	6.
			施設		10	5.0	5.
	ŧŧ				9	8.5	5.
	アイリス				2	9.5	4.
	きく	夏小ぎく ★			12	11.5	10.
花き類・		秋ぎく ★	半電2度切り以外		21	12.0	11.
			半電2度切り			19.0	14.
観葉植物	けいとう				3	2.5	1.
	チューリップ				5	5.5	4.
	はぼたん				4	8.0	7.
	フリージア				3	8.0	4.
	ゆり				10	13.0	14.
樹木類	まつ	ごようまつ以外 ★	成木		4		
			苗木		3	2.5	2.
		ごようまつ ★	成木		4	0.0	0
			苗木		3	8.0	8.0
上記に 該当しない 作物	その他作物(作物名)		0	0	(

- ★ なす、ぶどう、きく、まつについては、申請に当たって品種等の記載が必要です。
- (注)養液栽培の場合には、次のような使用済み養液の適正処理を行う。
- ①液肥としての利用 ②循環利用 ③作物に吸収させる 等
- ◎ 栽培基準は農薬使用延べ成分回数及びチッソの化学肥料上限使用量。リン酸については従来の基準内で使用するよう努める 目標値とし、栽培基準には含めない。
- ◎ 栽培期間の表示のある作物
 - 栽培期間の長さ(月数)により、農薬上限使用延成分回数、化学肥料上限使用量を比例計算する。
- ◎ 有機農産物の日本農林規格において使用が認められている農薬については、農薬使用回数にカウントしない。
- 種子購入時に種子消毒としてすでに使用されている農薬については、農薬使用回数にカウントしない。 ただし、種子の購入後に行う種子消毒は農薬使用回数にカウントする。
 - (例)共同育苗施設から水稲の苗を購入・使用する場合

育苗センターで実施する種子消毒、育苗時に使用した農薬をカウントする。

《農薬成分数カウント例》

- 箱施用剤にフジワンプリンスを使用した場合 農薬成分が、イソプロチオランとフィブロニルの2成分のため、2回と数える。
- 除草剤にクサトリエースLジャンボを使用した場合 農薬成分が、カフェンストロール、ダイムロン、ベンスルフロンメチルの3成分のため、3回と数える。
- ◎ その他作物について
- ・栽培計画(及び実績)において農薬・肥料・堆肥等の資材の使用が「無し」又は「不使用認証」で使用できるもののみ
- ・作物名は、農薬の適用病害虫の範囲及び使用方法に係る適用農作物等の名称について(平成31年3月29日付け30消安第6281号 農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知、最終改正:令和3年1月14日)を参考とする(例:その他作物(しょうが))。